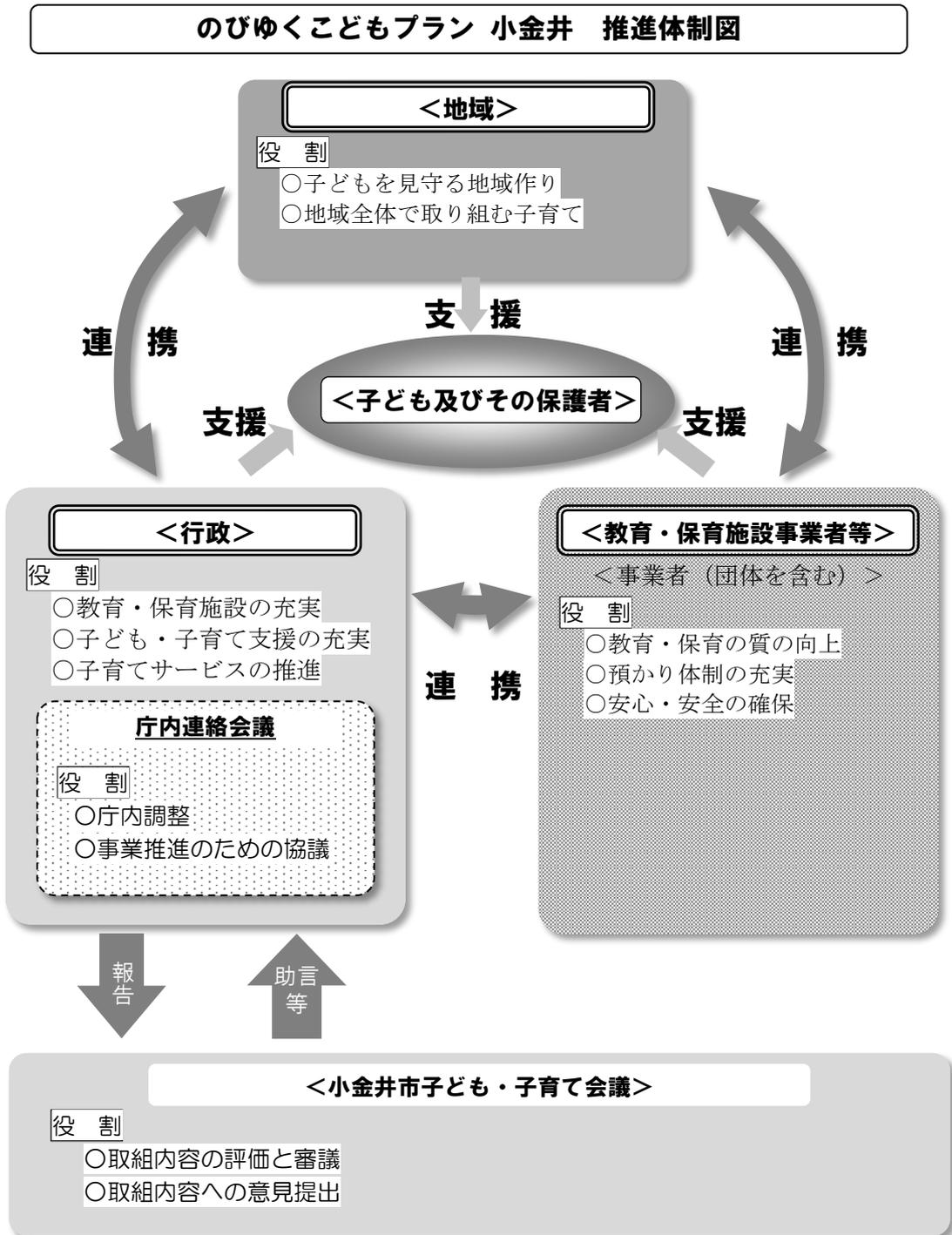


第5章 計画の推進体制（素案）

1 関係機関等との連携

小金井市では、子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、全庁をあげて子ども・子育て支援に取り組みます。



2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割があります。

国は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法に基づき指針を定めるほか、都道府県及び市町村が策定する計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

都道府県は、都道府県版の計画を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めるとされています。

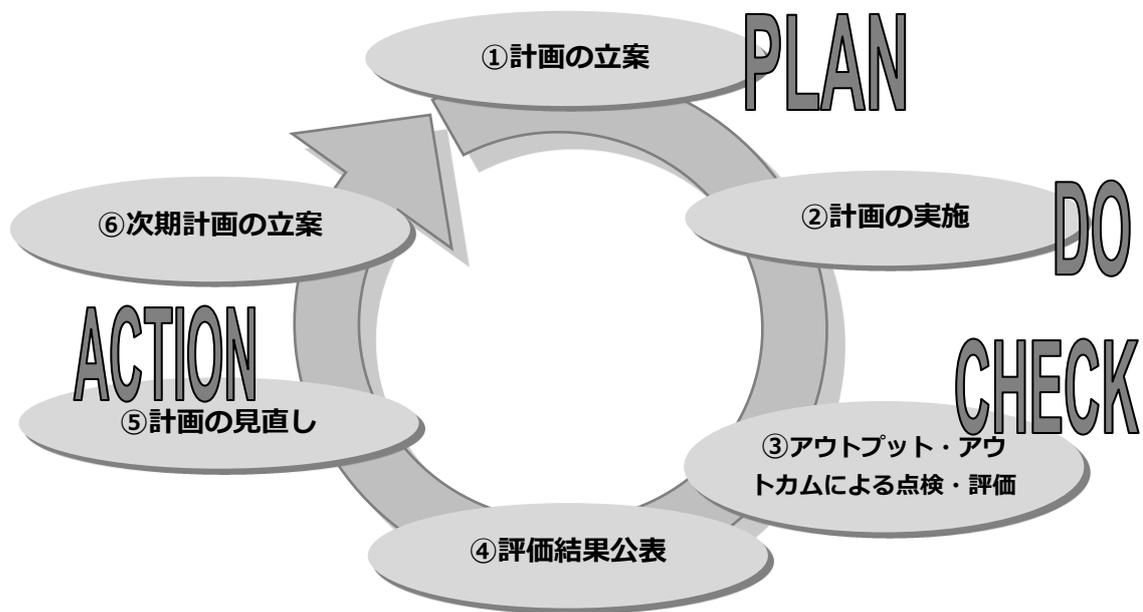
小金井市は、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子どもの貧困対策推進法、子どもの権利に関する条例等に基づく内容を包含した「のびゆくこどもプラン 小金井」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進することとし、様々な部局と連携を図りつつ、全庁的に施策を推進するよう努めます。

また、児童相談所、保健所、教育機関、警察、ボランティア団体など関係機関との連携も強化し、総合的な取組を図っていきます。

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。

計画に基づく施策を総合的・計画的に推進し、実効性を確保するため、計画目標をもとに毎年の進捗状況を所管課で点検するとともに、子ども・子育て会議において第3章掲載事業及び第4章の重点事業を中心に協議し、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。



- 「のびゆくこどもプラン 小金井」は、子ども・子育て会議の知見を活用し、毎年度点検・評価・公表を行います。
- ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図ります。また、機会を捉えて住民意見を把握し、利用者目線を生かした施策・事業の推進を図ります。
- 計画期間中においても、計画と実績との乖離が大きいなど計画の見直しの必要がある場合は、計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。